



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？
那須塩原市の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者(※)

妊娠している方

支給額

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①妊婦給付認定後 | 5万円 |
| ②子どもの人数の届出後 | 妊娠している 子どもの人数×5万円 |

給付と面談をセットで実施

まずは子育て相談課の窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。



申請時期

- ①妊婦給付認定申請 …子育て相談課窓口で、妊娠届出(母子健康手帳交付)時に申請
- ②妊娠している子どもの人数の届出 …生後2～3か月頃の乳児家庭全戸訪問時に届出書を配付

(※)流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

【お問合せ先】

那須塩原市 子ども未来部 子育て相談課
母子保健係 (那須塩原市あたご町2-3)

☎ 0287-38-1356

平日のみ 9:00～16:00

こどもまんなか

こども家庭庁

申請を希望する場合は、住民票のある市区町村の「妊婦のための支援給付」担当窓口へお問い合わせください。